

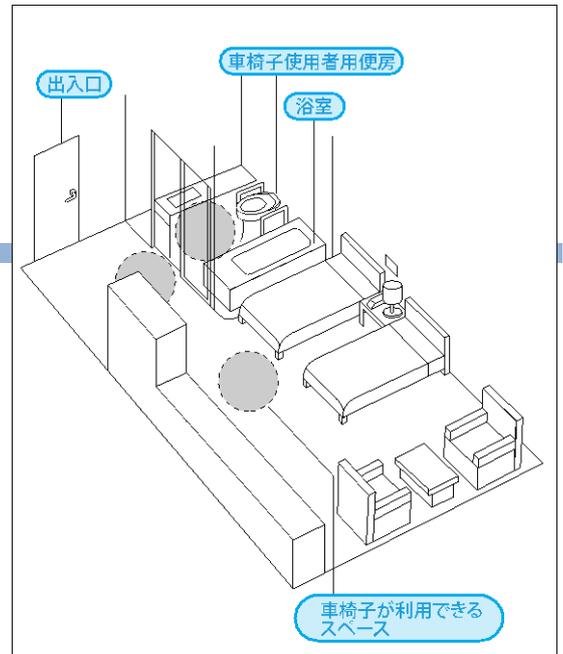
1 建築物

(23) 客室

設計のポイント

宿泊施設においては、車椅子使用者の利用に配慮した客室の整備が必要です。

- 室内は、車椅子使用者の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないなどの配慮が必要です。
- 車椅子使用者に配慮した便所及び浴室の整備が必要です。
- 客室の総数が 50 未満の場合であっても、車椅子使用者用客室を 1 以上設けることが望まれます。
- 車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望まれます。
- 一般の客室も同様に高齢者等に配慮した整備が望まれます。



整備基準

【適用施設／宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの】

■ 整備基準

次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設けること。

- イ 出入口は、(1) [出入口] の項に定める構造^①とすること。
- ロ 室内には、(6) の項 2 イからニまでに定める構造の車椅子使用者用便房^②を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ハ 室内には、(18) の項に定める構造の浴室^③を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に (18) の項に定める構造の浴室が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な面積が確保されていること。

■ 基準の解説

① [P.45 [(1) 出入口] 参照]

② [P.67 [(6) 車椅子使用者用便房] 参照]

③ [P.109 [(18) 浴室] 参照]